

No. 38

2005年2月発行

淀川水系 流域委員会 委員会ニュース

<http://www.yodoriver.org>

CONTENTS

- 第38回委員会の内容……………P. 1
- 第38回委員会の説明資料より抜粋……………P. 3
- 配付資料リスト……………P. 10
- 委員会 委員リスト……………P. 11
- これまで開催された会議等について……………P. 13
- 配付資料及び意見書の閲覧・入手方法・ご意見受付……………P. 14

平成17年1月22日(土)、第38回委員会が行われました。



【みやこメッセにて】

第38回委員会の内容

資料2-1-1「河川整備計画基礎案整備シートに係る平成16年度事業の進捗点検についての意見書（案） 中間とりまとめ」、資料2-1-2「琵琶湖水位操作についての意見書（案）・基礎案の課題についての意見書（案） 中間とりまとめ」、資料3-1「事業中のダムについての意見書」について説明がなされ、委員との意見交換が行われた。

第38回委員会結果報告

庶務作成

開催日時：2005年1月22日（土） 16：00～17：40
場 所：みやこメッセ 地下1階 第1展示室
参加者数：委員37名、河川管理者21名、一般傍聴者258名

1. 決定事項

- ・資料2-1-1「河川整備計画基礎案整備シートに係る平成16年度事業の進捗点検についての意見書（案） 中間とりまとめ」、資料2-1-2「琵琶湖水位操作についての意見書（案）・基礎案の課題についての意見書（案） 中間とりまとめ」、資料3-1「事業中のダムについての意見書」を流域委員会の意見書として確定し、河川管理者に提出した。
- ・資料4「委員会活動の総括に係わる委員からの意見」が承認された。

2. 審議の概要

- ①「河川整備計画基礎案整備シートに係る平成16年度事業の進捗点検についての意見書（案） 中間とりまとめ」、「琵琶湖水位操作についての意見書（案）・基礎案の課題についての意見書（案） 中間とりまとめ」について
委員より、資料2-1-1「河川整備計画基礎案整備シートに係る平成16年度事業の進捗点検についての意見書（案） 中間とりまとめ」、資料2-1-2「琵琶湖水位操作についての意見書（案）・基礎案の課題についての意見書（案） 中間とりまとめ」について説明がなされた後、意見交換が行われ、「1. 決定事項」の通り、流域委員会の意見書として承認された。主な説明と意見は以下の通り（例示）。
 - ・資料2-1-1については、十分に議論する時間が少なかったと反省している。各地域部会の意見を併記する形で整理しており、その際には、各地域部会間の意見の違いについて調整を行った。
 - ・資料2-1-2は、第37回委員会において琵琶湖部会から提出され、「非常に重要な問題なので、委員会の意見としてはどうか」という議論を経た上で、委員会の意見書とした。「基礎案の課題についての意見書（案）」についても同様に、内容を修正した上で委員会の意見書とした。
 - ・資料2-1-2は、十分な議論ができずに（案）が付いたまま提出することとなった。次期流域委員会への宿題として、今後も継続して審議をして頂きたい。琵琶湖の水位操作は、水系全体にとって大変重要な問題なので、下流域の方や琵琶湖周辺の方にも関心を持っていただきたいと思っている。河川管理者には、一般の方々に関心を持っていただくための舞台をお願いしたい。
 - ・琵琶湖水位操作については、水位操作WGや環境部会、治水部会でも議論をしたが、それぞれの部会のテーマに限定された議論だった。今後は、水位操作そのものを議論する場が必要だ。
 - ・資料2-1-2は、琵琶湖部会として重要な課題という位置づけで出発したものだが、各委員に見ていただいたので、委員会としての意見も盛り込まれている。ただ、各地域部会の意見が十分には反映されていないので、中間とりまとめという位置付けで、次期流域委員会への引き継ぎ事項となっている。
 - ・資料2-1-1 環境51では、サンショウウオについて「ダム建設を前提として検討内容シートについて、次の通り意見を述べることにする」としているが、この一文は削除して構わないのではないか。
 - ・資料2-1-2 P6（2）水質保全対策の「水質指標の一部で改善傾向が見え始めたと言われていること」という記述は楽観的だ。「楽観はできない」という文章を入れておくべきだ。
 - ・各意見書とも、今後も引き続いて河川管理者と意見交換していく必要があるため、「中間とりまとめ」という位置付けになっている。次期流域委員会に引き継ぎ、議論を継続して頂きたい

（委員長）

- ②「事業中のダムについての意見書」について
委員より、資料3-1「事業中のダムについての意見書」の説明がなされた後、意見交換が行われ、「1. 決定事項」の通り、流域委員会の意見書として承認された。
- ③今後の委員会の進め方について
河川管理者より、資料5「新委員会に関わる資料」の説明がなされた後、庶務より、資料4「委員会活動の総括に係わる委員からの意見」について説明がなされ、「1. 決定事項」の通り、資料4が承認された。主な意見は以下のとおり（例示）。
 - ・次期流域委員会には、女性の委員や若い委員が少ない。配慮していただきたい。

3. 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者5名より発言があった。主な意見は以下の通り。

- ・委員会の努力に敬意を表したい。「事業中のダムについての意見書」の各ダムへの意見には抑揚をつけて欲しいと思うが、よく読めば的確に表現されている。琵琶湖水位操作については、次期流域委員会に引き継がれるのは適切な扱いだ。この意見書を大切にしたいと思う。河川管理者は意見書を最大限尊重して、意見に沿った形で残された課題を検討して欲しい。特にダム事業は中断という不安定な状況にある。1日も早く結論を出すことが地元の方々への最大の信義だ。また、他の河川の委員会を兼務されている委員には、淀川水系流域委員会の考え方や審議のあり方を他の委員会にも広めていただきたい。
- ・川上ダムの結論には感銘を受けたが、点数付ければ95点である。意見書では「可及的速やかに結論を」としているが、何故、「中止」という言葉を入れなかったのか。私の意見は「川上ダムは中止すべき」だ。河川管理者には、4年間の流域委員会の審議を踏まえて、流域住民が納得できる結論を出して頂きたい。
- ・琵琶湖水位操作についての意見書には敬意を表したい。しかし、大川の河川維持流量に関する議論が積み残されている。次期流域委員会の審議事項として引き継いでもらうよう要望する。大川の河川維持流量カットと琵琶湖の水位低下・環境への影響を比較して、どこが妥当なポイントなのかを検討する必要がある。平成6年には大川の維持流量が50%カットされた事実もあるので、この時の状況を検証して、渇水時にどのような対応をするのか、きちっと方向付けをしていただきたい。
- ・次期流域委員会の委員構成では、流域住民の意見を吸い上げる委員会にはならないのではないかと。地域の状況に詳しい委員がかなり減っている。税金を使って運営している委員会が、流域住民に還元されているのかどうか。また、報道の在り方を考慮するためにマスコミ関係委員を入れて欲しい。それから、河川管理者の人事異動や本庁との関わりによって、これまでの流域委員会の考え方が変化することのないよう注意して頂きたい。
- ・地元の行政や地元の意見との連携が重要だ。事業進捗の点検の際に、地元住民にも入っていただく制度を考えて欲しい。また、環境省等の意見が反映されるような制度も必要だ。

4. その他

河川管理者より、資料3-4「委員会からの質問整理状況について」について説明がなされた。その後、芦田委員長より、総括として、これまでの流域委員会の歩みについて説明がなされた。

5. 意見書提出

委員長より河川管理者に意見書が提出され、河川管理者より御礼の言葉が述べられた。

- ・委員長から頂いた意見書を国土交通省として重く受け止めていきたい。委員の皆様方には本当にご苦労をおかけし、厚く御礼を申し上げます。委員と一般傍聴者の皆様の淀川水系に対する熱い思いのおかげで、このような委員会に発展したのではないかと考えております。引き続き次期流域委員会の委員になられる方につきましてはよろしく願いたいと思っております。委員を退任される皆様には、地域と流域委員会を結ぶパイプ役になって頂き、淀川方式が根付くようになっていけばと思っております。この4年間、河川管理者の調査・検討不足があった点については申し訳なく思っております。特にダムについては説明責任を果たすには至っておらず、次期流域委員会において、できるだけ早期にご説明したいと思っております。委員の皆様、傍聴者の皆様に重ねて感謝を申し上げます。ありがとうございました。

第38回委員会の説明資料より抜粋

第38回委員会では、資料2-1-1「基礎案整備シートに係る平成16年度事業の進捗点検についての意見書（案）中間とりまとめ」、資料2-1-2「琵琶湖水位操作についての意見書（案）・基礎案の課題についての意見書（案）中間とりまとめ」を用いて意見交換が行われました。以下に資料の一部を抜粋して掲載いたします。

資料2-1-1より

河川整備計画基礎案整備シートに係る 平成16年度事業の進捗点検についての意見書

目次

- はじめに
- 「具体的な整備内容シート」に直接かかわる「整備事業進捗状況」の点検

計 画
環 境
治 水
利 水
利 用
維 持
関連施策

1. はじめに

近畿地方整備局から要請のあった標記の件に関し、以下の通り点検報告を提出する。
本報告は、各整備事業項目毎に琵琶湖・淀川・猪名川の各地域部会ごとにおいて検討した意見を併記した形となっている。それは、各地域部会の検討結果としての意見を、本委員会全体の議論・検討を経た委員会意見とする時間的余裕がなかったことと部会ごとに検討された結果をそのまま報告することが河川管理者に役立つと考えたため、各部会の検討意見を併記するかたちで中間報告書とした次第である。さらに、基礎案および整備内容シートの内容全般に関係するとくに基本的かつ重要な問題については、河川管理者のみならず本委員会にとっても今後引き続き検討する必要のある大きな課題でもあることから、本中間報告書とは別冊とした。

「基礎原案に係る具体的な整備内容シート」については、先に「意見書」の中で問題点を提出したところである。しかし、その内容をある程度考慮に入れた「基礎案に係る具体的な整備内容シート」においても、またそれを踏まえた今回の「整備事業進捗状況報告書」においても、先の意見書において提出した問題点のうち、とくに新たに「検討」を求めた事項については、採用されていない多くのものがある。これらのうちに

は、「提言」および「意見書」において述べたきわめて重要な点に、大きく関わる部分がかなりあるので、その部分についてはとくにこの「進捗状況点検書」に改めて追加した。

2. 「具体的な整備内容シート」に直接かかわる「整備事業進捗状況」の点検

【河川整備計画策定・推進】

シートNo.	章項目	事業名	河川名
計画-1	5.1.2	河川レンジャー	淀川水系

●基礎案（具体的な整備内容）

地域固有の情報や知識に精通した個人を、河川レンジャー（仮称）として任命する。河川レンジャーは行政と住民との間に介在して、河川に係る環境学習等の文化活動や動植物の保護活動等を実施するとともに、不法投棄の監視や河川利用者への安全指導等河川管理行為を支援すること等を想定する。

河川レンジャーの活動拠点として、当面は、既設設備である淀川資料館、河川公園管理所、水のめぐみ館、遊水スイスイ館、三栖閘門資料館等を試行的に活用する。

まず三栖閘門資料館を活動拠点として、三栖閘門周辺及び山科川を対象に試行的に河川レンジャー任命し、活動を行い、その試行的活動を通して河川レンジャーの活動内容や役割等について検討会において検討する。

また、桂川、猪名川、瀬田川等においても同様の検討を行う。

<事業進捗報告への意見>

【琵琶湖部会】

いわゆる「河川レンジャー」については、「意見書」にもあるが、その地域に根ざしたものが必要であり、単にボランティアを募集するようなものではない。したがって多くの場所において、それぞれの地域に最も相応しい取り組みを、試行的に探る必要がある。そのためには、国土交通省の関連施設である資料館だけではなく、地域公民館なども活用して行うことが必要である。

なおこれは、直轄地域に限られてはならない。

またこの他、河川に係わる「環境学習等の文化活動や動植物の保護活動・・・」を担うことのできる人材を発掘・育成する方法や、レンジャー相互の連携と役割の強化についても、早急に検討されたい。

【淀川部会】

淀川河川事務所が平成15年9月に宇治川周辺河川レンジャー検討懇談会を設置し、「河川レンジャー」実現に鋭意取り組まれたことを高く評価する。懇談会の委員の意見をもとに、現場での活動から得られた成果をフィードバックしつつ「淀川管内河川レンジャー（試行）運営要領（案）」が作られた。同案には河川レンジャーの役割、構成、活動範囲、任命基準、活動内容、定員、任期、報酬、事故発生時の責任、この制度を円滑に整合性をもって運営するためのつぎのような仕組みなどが提案された。

（1）淀川管内河川レンジャー検討懇談会～管内各河川の河川レンジャー運営会議からの報告・提案を受け提言を行う公開の諮問機関。

（2）河川レンジャー運営会議～管内各河川における河川レンジャーの運営のための討議、意思決定の場。

（３）河川レンジャー会議～管内各河川の河川レンジャーの情報交換、意見交換の場。

また、管内各出張所に順次河川レンジャーを設置して行くためのスケジュールについても言及され、実現に向けた具体案を示したことは適切である。

これらの試行は、河川レンジャーの実現に向けて着手したばかりの現時点で考えられる大方のことを想定しており、いずれも評価できる。しかし、今後の河川整備や河川管理に関して、住民と行政の間に介在し、両者の考え方や立場をよく理解してコーディネーター（調整者・仲介者・対話促進リーダーなど）の役割を担うとともに、河川に関する知識や情報の伝達、普及を図り、さらに不法投棄・河川利用・水難防止・災害による被害の回避・軽減など広い範疇の役割を担う河川レンジャーを地域に根付かせるためには、次に挙げるような、乗り越えるべき多くの課題が存在する。

今後の課題

- ① 河川レンジャーに相応しい人材を発掘する手法の開発。
 - ・河川の特性、自然体験活動などの知識・経験を有する人
 - ・総合的判断能力・統率能力があり、熱意と責任をもって業務に精励する人
 - ・中立的緊張感をもって行政に臨むことができる人（行政の代弁人ではない）
- ② 河川レンジャーの権限の明確化
- ③ 河川レンジャーの待遇
- ④ 他地域のレンジャーとの整合性ある取り組みの実施
 - ・交流・情報交換
- ⑤ 進化・システム開発
 - ・スキルアップ・研修～座学・視察見学
- ⑥ 行政との関係
 - ・行政担当者の転勤
- ⑦ 行政から河川レンジャーへの河川行政情報の提供システム

河川管理者は、住民参加推進のための取り組みの一貫として、自由な発想とゆとりある対処、今後一層の努力とその継続により、これまでの行政主導による河川整備や河川管理から住民やＮＰＯとの共働による河川整備・河川管理へと転換するためにこの制度を育成・活用されるよう期待する。

【猪名川部会】

活動の結果が提言の趣旨に沿ったものなのか、また活動内容がこれでよいのか検証するためにも、河川レンジャーの活動の目標・役割などを明確にする必要がある。

なお、河川レンジャー準備会設置においては、河川管理者は基礎案における住民との連携、意見聴取などの項目を洗い出し、河川レンジャーに求める役割、項目を明らかにした上で、仕組みや人材の確保・養成・活動内容・試行などの検討を準備会に求められたい。

琵琶湖水位操作についての意見書（案）

〔要約〕

琵琶湖の水位操作については（１）急激な水位低下と、（２）数週間から数ヵ月におよぶ低水位（長期的な低水位）が当面の政策課題となっているが、短期的課題に対応するだけでなく、「新たな流域社会の構築と琵琶湖・淀川水系の自然再生」という長期的な視点から、以下にその提言の要約を記す。

1992（平成４）年に制定された瀬田川洗堰の操作規則の見直しを行い、洪水期制限水位を、琵琶湖水位±０cm付近に変更し、できるだけ自然のリズムに近い水位操作規則に変更することを強く要望する。理由は以下の３点である。

（１）琵琶湖は確認されているだけでも５８種もの固有種をはぐくむ天然の湖沼であり、世界的にも貴重な古代湖である。これまで治水・利水目的のためだけに人為的に水位操作を行ったことで、琵琶湖の生物多様性をはじめとする豊かな自然環境は危機に瀕しており、早急に保全・回復する必要がある。この豊かな自然環境に即して育成されてきた文化の多様性ともいえる水陸移行帯の多面的機能の再生にもつながるものと期待される。

（２）洪水期制限水位をひきあげることで、琵琶湖岸域の洪水リスクが増大するが、洪水リスクはゼロにはできない。人命に関わるような壊滅的な浸水被害が琵琶湖周辺で生じる可能性は低く、洪水リスク増大に見合う経済的補償など、ソフトな政策的措置で対応が可能である。

（３）利水問題についても、洪水期制限水位を±０cm付近に引き上げることで、既往最大の渇水というリスクに対しても、琵琶湖の利用低水位である－１.５m以内にその水位を抑えることができる見込みがある。

琵琶湖の水位操作については、急激な水位低下と数週間から数ヵ月におよぶ低水位（以後これを「長期的な低水位」という）が当面の政策課題となっている。ここでは、当面の政策課題に対応するだけでなく、いかに科学技術が発達しても人間は、１）「気象現象のような大きな自然の猛威を制御しきれない」という大前提にたつ。その上で、今の形態になって数十万年の歴史を有する古代湖としての、２）「琵琶湖の自然のリズムを尊重」しながら、琵琶湖の長い歴史の中で進化をとげてきた、３）「固有種をはじめとする琵琶湖の生態系を保全」し、さらに、４）「数百年におよぶ人間の文化的多様性の再生」という、以上４つの大きな枠組みに照らしあわせながら、淀川の下流域との連携をふまえた「新たな流域社会の構築と琵琶湖・淀川水系の自然再生」という、長期的な視点からまとめるものである。

１ 歴史的にみる琵琶湖水位問題

1-1 水陸移行帯の生物多様性と文化の多様性を育んだ琵琶湖の水位変動

琵琶湖辺の人びとは古来、湖の水位上昇による溢水（地元でいう「水込み」）に悩まされてきた。江戸時代の湖辺地域社会の水込み頻度は、年貢の減免記録から、３年に一度程度であったことが伺える。水込みが頻発する湿地状の湖辺の水田は、「コウダ」（荒田）等と名づけられ、魚を捕獲するのには有利な場所でもあった。特に梅雨時期の大雨に乗じて水田やヨシ帯へ産卵のために集まるフナ・コイ・ナマズ等の大群は、いわゆる「おかずとり漁業」として、また子どもたちにも簡単に捕獲できたので、多くの人びとに歓迎された。人々は梅雨時の水位上昇にあわせて魚の大群が沖合から寄ってくるこ

を「ウオジマ」・「イオジマ」と呼び、それは地域住民総出のにぎやかで楽しい一大イベントであった。ウオジマの魚つかみが、湖辺でのフナズシ文化に象徴される「文化の多様性」と「農漁複合の生業様式」を形成していたともいえる。その生態的な背景が、水と陸の移行帯（湖辺エコトーン）であり、琵琶湖で最も「生物多様性に富む」場所を形成していた。人びとが地域ぐるみで捕獲しても高い漁獲高を保つことができるほど、かつての琵琶湖岸（水陸移行帯）は在来魚類の豊富な場であった。

1-2 琵琶湖と下流の淀川治水をめぐる上下流対立の歴史

しかしながら米が経済の主体であった時代には、湖辺の「水込み」は一方で大きな脅威でもあった。それゆえ江戸時代から、湖辺の農業者は一致団結して、瀬田川の疎通能力を高めようと、さまざまな努力をしてきたが、これを高めることは一方で、下流の宇治川・淀川・大阪の水害の危険性を増した。琵琶湖辺の200の村が一致団結して要望しても、下流には600の村があり、さらに当時の日本経済の中心でもある商都大阪がそこにあった。瀬田川の疎通能力が低いために、大雨を湖に貯留する効果があり、当時から一種の治水ダムの役割を琵琶湖は果たしていた。上下流の治水をめぐる利害対立は歴史的宿命でもあった。江戸時代から明治時代の瀬田川の疎通能力は、基準水位±0mで毎秒50トンと推定されている。

1-3 河川法制定と淀川改修工事と南郷洗堰建設

明治に入って近畿圏は何度も豪雨に見舞われる。1885（明治18）年7月には琵琶湖水位は+2.71mに達し、1万1,815haの田畑が浸水し、浸水日数は140日に及んだ。下流の淀川でも左岸の枚方で堤防が破堤し、大阪市内の橋の4分の1が流され、死者・行方不明者78名、流失・破壊家屋17,122戸、被災者数は27万人近くにも及ぶ大水害となった。この被害を受けて、治水政策を国家的に行う枠組みとして、1896（明治29）年に河川法が制定された。

琵琶湖では、河川法制定の前年の1895（明治28）年の9月に未曾有の大洪水が生じ、琵琶湖水位は+3.76mまで上昇し、琵琶湖流域平均の5日間雨量で513ミリという「既往最大」洪水を記録した。琵琶湖岸の被害は死傷者108名（多くは堤防破壊によると思われる）、浸水家屋数2万8,000戸、浸水水田1万6,000haに及び、平常水位にもどるまで237日を要した。9月から翌年の3月まで浸水したため、米一粒収穫できず、人々は堤防上などで一時的な小屋で暮らすという苦しい生活を余儀なくされ、湖東地域では、北米移民を迫られた人びともいた。

このような悲惨な状況を改善するための政策が、南郷洗堰の建設と下流の淀川改良工事である。瀬田川の疎通能力は最大毎秒200トンまで上げられ、下流の淀川でも、堤防補強とともに、淀川放水路を開削し、毛馬閘門が建設された。

1-4 大正から昭和の洪水と水位操作

1917（大正6）年10月にも、近畿圏は豪雨に見舞われ、琵琶湖水位は+1.43mまで上昇し、湖岸の水田に被害がおよんだ。また、下流の淀川右岸ではいわゆる「大塚切れ」（現在の高槻市）と呼ばれる堤防破壊がおき、高槻・茨木・摂津から下流地域で死者2名、1万5,358戸が浸水する被害となった。昭和に入って産業化の進展により、琵琶湖の治水・利水能力を高めるために河水統制事業がはじまり、戦争による中断はさんで、1943（昭和18）年から1968（昭和42）年にかけて、瀬田川の開削はさらに進められ、疎通能力は毎秒400トンまで高められた。その後の改修工事で疎通能力は600トンまで高められ、そして次項で述べる琵琶湖総合開発を迎えた。

江戸時代から昭和の戦後まで、琵琶湖での洪水貯留と下流の淀川流域での水害被害は、常にトレードオフの関係にあり、上下流の利害が対立する構造にあった。

第38回委員会では、資料3-1「事業中のダムについての意見書」を用いて意見交換が行われました。以下に資料の一部を抜粋して掲載いたします。

資料3-1より

事業中のダムについての意見書

1 はじめに

ダムが治水あるいは利水の面で一定の効果をもつことは確かである。このためとくに1950年代以降に大規模なダムが、政策的配慮もあり、全国各地の河川に多数建設され、これらが治水あるいは利水の安全度を飛躍的に向上させ、日本の産業・経済の発展に多大の貢献をした。しかしそれと同時に、ダムの建設はダム周辺ならびに上下流域の自然環境および社会環境に重大な改変をもたらしたことも事実である。ダム建設の是非を判断するうえで、1997年に改正された河川法が河川管理の目標として治水と利水に加えて新たに掲げた「河川環境の保全と整備」をどう活かすかが、まさにいま問われているのである。

このような現実に立脚して、淀川水系流域委員会は環境・治水・利水面からみたダムについての基本的な考えを以下に示す。

1-1 環境面からみたダムについての基本的な考え

ダム建設は基本的に自然環境に対して明らかに負の影響をもたらす。自然環境の側面からダムを考える場合、ダム建設により起こりうる環境負荷を治水あるいは利水の効果と比較し、治水・利水の影響が自然環境に及ぼす負の影響にもまして人間生存に不可欠と認められる場合に、はじめてダム建設が容認される。

ダムを建設しようとする場合は、ダム建設による得失と環境改善効果について科学的な評価を多分野にまたがるさまざまな視点から行う必要がある。例えば、ダム建設以前の自然環境との比較、既存のダムが上下流の自然環境に現在与えている影響についての詳細な調査・検討、ダムに頼らない代替方法との環境改善効果の比較、建設後に予測される環境に対するリスクの規模（結果の甚大性）と不可逆性、さらに影響の将来予測等の視点から評価することが求められる。

流域委員会は、一般論として、人為的改変により生じた環境悪化を回復する目的で、新たな環境改善策を施して環境修復を試みることを全否定するものではない。しかし、ダム建設の目的を環境修復とする場合には、まず自然環境悪化を生じさせた人為的行為を見直し、その後にダム建設等による環境修復をはかるべきである。例えば、琵琶湖の水位低下抑制のためには、瀬田川洗堰の操作規則をまず見直して、琵琶湖本来の水位変動に復すことを検討すべきである。また流水の正常な機能の維持については、なにが正常であるかの議論をせずに、人為的操作で維持しようとすることには論理上の疑義がある。

予防原則・安全側に立った環境の評価は、評価に資すべく得られた資料からはリスク評価が科学的にできない場合、評価を試みたが科学的な不確実性が解決されないために一定の結論に至らなかった場合、環境に対する重大な影響または回復不可能な状況が予測される場合、に適用できるとされている。自然生態系への影響については限られた時間内に予測される環境影響のすべてにわたって科学的に厳密に評価することはきわめて困難であり、影響が甚大でかつ不可逆的な状況が推測される場合には、予防原則による評価を採用することが基本となる。

要するに、ダムは自然環境に多大な負の影響を与えるため、自然環境の保全・回復という視点からダム建設は基本的に避けなければならない。自然環境への影響の全貌の詳細とダム建設との因果関係が実証されなくても、不可逆的で重大な負の影響を及ぼす恐れがあると考えられる場合には、たとえ治水あるいは利水の面からダムが必要と判断されても、予防原則に則りダム建設を極力回避するようにしなければならない。また、人為的に改変された自然環境を新規ダムにより改善しようとすることには論理上の疑義があり、改変行為そのものの見直しを基本とするべきである。

1-2 治水面からみたダムについての基本的な考え

これまでの治水に関する河川整備は、河川や地域ごとに社会的な重要度に応じた規模の洪水を対象に、「水害の発生防止」を目的として進められてきた。すなわち、対象とする年超過確率から求まる降雨量に引伸ばし・カバー率を適用して算定される「基本高水」に対して、河道の流下能力が不足する場合にダムや遊水地により洪水流量を抑制するという方式を採用してきた。

この方式には基本高水が過大なため河川改修計画を達成できる目途が立たないという批判もあるが、これにより治水安全度は飛躍的に向上し、ダム建設が大きな役割を果たしてきたことは確かである。しかしダムが治水効果を発揮するのは、その貯水容量が大きくかつ洪水被害防御の対象地点に近い上流に位置する場合であって、計画規模を超える洪水に対しては効果が低下するうえ、ダムの集水域以外の残流域における降雨による洪水に対しては効果がないため、ダムができれば「万全」というわけではない。

これまでの治水は、①対象規模を超える洪水に対して壊滅的被害が発生する恐れがきわめて大きい、②対象規模以下の洪水に対しても壊滅的被害が発生する恐れがある、という基本的な欠陥をもっている。①は、対象規模を超える洪水が発生する可能性があるにもかかわらず、そのことに対して有効な対策を講じようとしてこなかった計画上の大欠陥であり、②は、現在の堤防が、その材料として適切であるか否かを吟味されているとは限らない土砂を用いて逐次強化を重ねてきた歴史の産物であることから、必ずしも防災構造物の安全性について十分な信頼性を有しているとはいえないという構造上の欠陥である。

このため淀川水系流域委員会は「これからの治水は、いかなる大洪水に対しても壊滅的な被害を回避・軽減することを目標とするように転換するべきである」と提言した。その具体的な手法には、ダムや遊水地により洪水流量を抑制して水位を下げる方法もあるが、いかなる大洪水に対しても壊滅的な被害を回避・軽減するには、河道の整備や堤防を補強して破堤しないようにするなどの「河川対応」ならびに土地利用の規制や避難対策などの「流域対応」の併用を基本とするべきであるというのが流域委員会の一致した見解である。

堤防補強についていえば、これまでも土を盛って高くするあるいは腹付けして幅を拡げるといった工法が用いられてきたが、これらの方法では越水すれば容易に破堤するという構造的な欠陥が是正されない。

越水しても破堤しない堤防としては、すでに鎧型堤防（アーマー堤防）や高規格堤防（スーパー堤防）が一部で整備されているが、前者は環境・耐震性に問題があり、後者はまちづくりと一体となって整備するため、長い調整期間を必要とするうえ莫大な費用を要するという問題があり、いずれも抜本的な解決にならない。

配付資料リスト

資料リスト		資料請求 No
議事次第		R 38-A
資料1	前回委員会（2005. 1. 11）以降の状況報告	R 38-B
資料2-1-1	河川整備計画基礎案整備シートに係る平成16年度事業の進捗点検についての意見書（案）中間とりまとめ	R 38-C
資料2-1-2	琵琶湖水位操作についての意見書（案）・基礎案の課題についての意見書（案）中間とりまとめ	R 38-D
資料2-2	地域別部会の開催経過について	R 38-E
資料3-1	事業中のダムについての意見書	R 38-F
資料3-2	「事業中のダムについての意見書」に対する少数意見	R 38-G
資料3-3	ダムWGの開催経過について	R 38-H
資料3-4	委員会からの質問整理状況について	R 38-I
資料4	委員会活動の総括に係わる委員からの意見	R 38-J
資料5	新委員会に関わる資料	R 38-K
参考資料1	委員および一般からのご意見	R 38-L

注：紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP. 14の「配付資料及び意見書の閲覧・入手方法」をご覧ください。

委員会 委員リスト

2005.1.21現在（五十音順、敬称略）

No.	氏名	対象分野	所 属 等
1	芦田 和男 （委員長）	河川環境一般	京都大学 名誉教授 財団法人 河川環境管理財団 研究顧問
2	有馬 忠雄	植物	大阪府 自然環境保全指導員
3	池淵 周一 （利水部会長）	水資源（水文学、水資源工学）	京都大学防災研究所 教授
4	井上 良夫	地域の特性に詳しい委員（水辺の遊び）	BSCウォータースポーツセンター 校長
5	今本 博健 （治水部会長）	洪水防御（河川工学、水理学）	京都大学 名誉教授
6	江頭 進治	河道変動	立命館大学理工学部 教授
7	大手 桂二	砂防	京都府立大学 名誉教授
8	荻野 芳彦	農業関係（農業水利）	大阪府立大学大学院農学生命科学研究科 教授
9	嘉田 由紀子	地域・まちづくり （環境社会学、文化人類学、住民参加論）	京都精華大学 教授 滋賀県立琵琶湖博物館 研究顧問
10	川上 聡	地域の特性に詳しい委員 （水環境保全ネットワーク・市民活動）	NP0法人 全国水環境交流会 理事 木津川源流研究所 所長
11	川那部 浩哉 （琵琶湖部会長）	生態系	京都大学 名誉教授 滋賀県立琵琶湖博物館 館長
12	川端 善一郎	生態系	京都大学生態学研究センター 教授
13	紀平 肇	動物	中間法人 水生生物保全研究会 理事
14	倉田 亨	農林漁業	近畿大学 名誉教授 京都府内水面漁場管理委員会 会長
15	小竹 武	地域の特性に詳しい委員	大阪市立十三中学校 校医 小竹医院 院長 淀川ネイチャークラブ 会長
16	小林 圭介	植物（植物社会学）	滋賀県立大学 名誉教授 永源寺町教育委員会 教育長
17	宗宮 功 （環境・利用部会長）	水質（水質工学）	京都大学名誉教授 龍谷大学教授
18	田中 真澄	地域の特性に詳しい委員 （自然哲学）	岩屋山志明院 住職 鴨川の自然をはぐくむ会 代表 市民投票の会 共同代表
19	田中 哲夫	漁業関係（魚類生態学）	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 助教授
20	谷田 一三	動物 （河川生態学、昆虫分類系統学）	大阪府立大学総合科学部 教授
21	田村 悦一	法律（行政法）	京都橘女子大学文化政策学部 教授 立命館大学 名誉教授
22	塚本 明正	地域の特性に詳しい委員 （幅広い分野の人のネットとコーディネイト）	子供と川とまちのフォーラム 副代表
23	寺川 庄蔵	地域の特性に詳しい委員 （自然・環境問題全般）	びわ湖自然環境ネットワーク 代表

No.	氏名	対象分野	所 属 等
24	寺田 武彦 （淀川部会長）	法律	弁護士 日弁連公害対策・環境保全委員会 元委員長
25	寺西 俊一	経済（環境経済学、環境政策論）	一橋大学大学院経済学研究科 教授
26	中村 正久	水環境（環境政策、環境システム工学）	滋賀県琵琶湖研究所 所長
27	西野 麻知子	動物（陸水動物学）	滋賀県琵琶湖研究所 総括研究員
28	仁連 孝昭	経済	滋賀県立大学環境科学部 教授
29	畑 武志	農業関係	神戸大学農学部 教授
30	服部 保	植物（植物生態学）	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 教授
31	原田 泰志	漁業関係	三重大学生物資源学部 教授
32	尾藤 正二郎	マスコミ	神戸親和女子大学文学部 教授
33	畚野 剛	地域の特性に詳しい委員	川西自然教室 代表
34	藤井 絢子	地域の特性に詳しい委員	滋賀県環境生活協同組合 理事長
35	細川 ゆう子	地域の特性に詳しい委員 （住民運動）	猪名川の自然と文化を守る会
36	本多 孝	地域の特性に詳しい委員 （環境教育、人と自然のかかわり）	みのお山自然の会 会長
37	榎村 久子	地域・まちづくり （地域計画・景観文化論）	京都女子大学現代社会学部 教授 （社）なら女性フォーラム 副理事長
38	榎屋 正	地域の特性に詳しい委員	地球環境関西フォーラム 事務総長
39	松岡 正富	地域の特性に詳しい委員	滋賀県漁業青年部 理事 朝日漁業協同組合 監事
40	松本 馨	地域の特性に詳しい委員 （地域自然保護活動、淡水生物調査、環境 （自然保護）教育）	池田・人と自然の会 代表
41	水山 高久	治山・砂防	京都大学大学院農学研究科 教授
42	三田村 緒佐武 （住民参加部会長）	環境教育 （水環境教育、生物地球化学）	滋賀県立大学環境科学部 教授
43	村上 悟	地域の特性に詳しい委員 （鳥類生態、ラムサール条約）	琵琶湖ラムサール研究会 代表
44	森下 郁子	動物	大阪産業大学 人間環境学部 教授
45	矢野 洋	水質	神戸市水道局水技術部 調査役
46	山村 恒年	法律（行政法・環境法）	弁護士・元神戸大学教授
47	山本 範子	地域の特性に詳しい委員	流域住民
48	吉田 正人	自然保護（自然保護、生態学）	財団法人 日本自然保護協会 理事 江戸川大学 助教授
49	米山 俊直 （猪名川部会長）	水文化	京都大学 名誉教授 国際京都学協会 理事長
50	鷲谷 いづみ	植物（植物生態学、保全生態学）	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授
51	和田 英太郎	水質（同位体生態学）	地球環境フロンティア研究センター プログラムディレクター
52	渡辺 賢二	水環境	上桂川漁業協同組合 元事務局長

注：対象分野欄の（ ）は委員の専門を示しています。

これまで開催された会議等について

委 員 会		琵琶湖部会		淀 川 部 会		猪 名 川 部 会	
第1回 ～第6回	平成13年開催	第1回 ～第8回	平成13年開催	第1回 ～第10回	平成13年開催	第1回 ～第6回	平成13年開催
第7回 ～第15回	平成14年開催	第9回 ～第20回	平成14年開催	第11回 ～第20回	平成14年開催	第7回 ～第17回	平成14年開催
第16回	H15/1/17（金）	第21回	H15/1/29（水）	第21回	H15/7/5（土）	第18回	H15/7/1（火）
第17回	H15/1/24（金）	第22回	H15/5/19（月）	第22回	H15/8/26（火）	第19回	H15/9/2（火）
第18回	H15/2/24（月）	第23回	H15/6/10（火）	第23回	H15/10/13（月）	第20回	H15/10/9（木）
第19回	H15/3/27（木）	第24回	H15/7/18（金）	第24回	H16/8/25（水）	第21回	H16/9/1（水）
第20回	H15/4/21（月）	第25回	H15/8/25（月）	第25回	H16/9/17（金）	第22回	H16/10/21（木）
第21回	H15/5/16（金）	第26回	H15/9/24（水）	第26回	H16/10/19（火）	第23回	H16/11/2（火）
第22回	H15/6/20（金）	第27回	H15/10/23（木）	第27回	H16/11/30（火）	第24回	H16/12/3（金）
第23回	H15/7/12（土）	第28回	H16/10/13（水）	第28回	H16/12/18（土）	第25回	H16/12/23（木）
第24回	H15/9/5（金）	第29回	H16/11/8（月）	治 水 部 会		利 水 部 会	
第25回	H15/9/30（火）	第30回	H16/12/15（水）	第1回	H15/3/8（土）	第1回	H15/3/8（土）
第26回	H15/10/29（水）	第31回	H17/1/8（土）	第2回	H15/3/27（木）	第2回	H15/3/27（木）
第27回	H15/12/9（火）	環 境 ・ 利 用 部 会		第3回	H15/4/10（木）	第3回	H15/4/14（月）
第28回	H16/2/26（木）	第1回	H15/3/8（土）	第4回	H15/4/14（月）	第4回	H15/9/2（火）
第29回	H16/5/8（土）	第2回	H15/3/27（木）	第5回	H15/8/25（月）	第5回	H15/10/24（金）
第30回	H16/6/22（火）	第3回	H15/4/10（木）	第6回	H15/10/24（金）	3 ダム サ ブ W G	
第31回	H16/7/29（木）	第4回	H15/4/17（木）	第1回	H16/7/11（日）	第1回	H16/8/7（土）
第32回	H16/8/24（火）	第5回	H15/5/29（木）	第2回	H16/7/18（日）	第2回	H16/9/11（土）
第33回	H16/9/29（水）	第6回	H15/8/25（月）	第3回	H16/7/25（日）	第3回	H16/11/8（月）
第34回	H16/10/25（月）	第7回	H15/10/15（水）	第4回	H16/8/19（木）	川 上 ダム サ ブ W G	
第35回	H16/11/16（火）	住 民 参 加 部 会		第5回	H16/9/23（木）	第1回	H16/8/3（火）
第36回	H16/12/20（月）	第1回	H15/2/24（月）	第6回	H16/10/4（月）	第2回	H16/9/3（金）
第37回	H17/1/11（火）	第2回	H15/3/27（木）	第7回	H16/10/18（月）	余 野 川 サ ブ W G	
		第3回	H15/4/11（金）	第8回	H16/11/10（水）	第1回	H16/8/11（水）
		第4回	H15/4/18（金）	第9回	H16/12/1（水）	第2回	H16/9/22（水）
		第5回	H15/5/27（火）	第10回	H16/12/5（日）		
		第6回	H15/8/28（木）				
		第7回	H15/10/23（木）				
そ の 他	設立会 発足会 第1回 合同懇談会	平成13年開催		しっかりしてや！！ 流域委員会		H16/2/28（土）	
	第1回 合同勉強会 シンポジウム 拡大委員会	平成14年開催		ファシリテーターとの 検討会		H16/5/15（土）	
	提言説明会	H15/1/18（土）		大戸川、天瀬ダム意見交換 丹生ダム意見交換会		H16/9/26（日） H16/9/27（月）	
				住民の意見を聞く会		H16/12/5（日）	

配付資料及び意見書の閲覧・入手方法

以下の方法で資料及び意見書を閲覧、または入手することができます。ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

ホームページによる閲覧

配付資料及び意見書は、ホームページで公開しております。

郵 送

郵送による配付資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。（希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。）ご希望の方は、FAXまたは郵送、E-mailで庶務までお申し込みください。

閲 覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

「意見書」の入手

意見書の送付を希望される方は、氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号と「意見書希望」を明記のうえ、下記までご連絡ください。
※頂いた個人情報については、上記資料及び意見書の送付のみに使用させていただきます。

ご意見受付

淀川水系流域委員会ではみなさまのご意見を募集しています。
ホームページ、E-mailまたはFAXにてお寄せ下さい。

※氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号をご記入のうえ、下記までお寄せ下さい。
※寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願いいたします。
※ご意見を公表する場合には、団体・会社名（または居住地）とお名前も公表いたしますので予めご了承下さい。
※ご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表のみに使用させていただきます。

■ホームページ <http://www.yodoriver.org>

■E-mail yodogawa@gene.mizuho-ir.co.jp

■TEL 06-6222-5870

■FAX 06-6222-5871

淀川水系流域委員会 庶務
みずほ情報総研（株）



淀川水系流域委員会 委員会ニュース No.38

2005年2月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連絡先】淀川水系流域委員会 庶務

みずほ情報総研 株式会社

研究員：吉岡、篠田、鈴木、熊谷、松本
事務担当：山根

〒541-0042 大阪市中央区今橋4-2-1（大阪富士ビル8階）

TEL: (06) 6222-5870 FAX: (06) 6222-5871

E-mail: yodogawa@gene.mizuho-ir.co.jp

●流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

◆ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局／淀川河川事務所／琵琶湖河川事務所／大戸川ダム工事事務所／淀川ダム統合管理事務所／猪名川河川事務所／猪名川総合開発工事事務所／木津川上流河川事務所／水資源機構 関西支社／滋賀県 土木交通部河港課／京都府 土木建築部河川課／大阪府 土木部河川室／兵庫県 土木部河川課／奈良県 土木部河川課／三重県 伊賀県民局 等

*ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。